

応募要領

■「焼津市空き家の適正管理に関する条例（案）」に対する意見募集について

1. 経緯と目的

近年、適切な管理がなされていない空き家の増加が社会問題となっており、倒壊の危険や防災・防犯・衛生の面から周辺住民に悪影響を及ぼしています。焼津市内においてもこのような空き家は存在し、改善指導を行っているものの、改善に至っていない建物があります。

このような空き家に関する問題を行政指導のみで解決することには限界があるため、焼津市では「焼津市空き家の適正管理に関する条例」を制定する予定です。

つきましては、「焼津市市民意見公募制度」に基づき、市民の皆さんのご意見を募集いたします。

2. 意見募集の内容

「焼津市空き家の適正管理に関する条例（案）」

3. 閲覧資料

- ・焼津市空き家の適正管理に関する条例（案）について

4. 資料の閲覧及び募集期間

平成 25 年 12 月 6 日（金）から平成 26 年 1 月 6 日（月）まで（必着）

5. 閲覧場所

- ・情報公開コーナー（市役所本館 2 階）
- ・建築指導課（アトレ庁舎 2 階）
- ・市役所大井川庁舎ロビー
- ・市内各公民館
- ・市ホームページ

6. 閲覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

（ただし、市役所本館、アトレ庁舎、市役所大井川庁舎は土・日曜日、祝日を除く。

公民館は休館日を除く。）

7. 応募資格

- ・市内に在住、在勤又は在学する人
- ・市内に事業所、事務所を有する個人、法人又は各種団体
- ・市に対して納税義務を有する人
- ・本事案に利害関係を有する人

8. 応募方法

所定の意見用紙に氏名（法人・団体名）・住所・年齢・電話番号・意見を記入し、郵送、持参、ファクス、メールのいずれかの方法で応募してください（電話での応募は受け付けません。）

9. 意見の取り扱い

寄せられた意見は、個人情報を除いて集約し、意見の概要をホームページにて後日公表します。

なお、意見に対する個別の回答はいたしません。

10. 応募先

焼津市 都市基盤部 建築指導課

郵便番号：425-8502

住所：焼津市本町五丁目6番1号

電話番号：054-626-2102

ファクス番号：054-626-2184

E-mail：kenchiku@city.yaizu.lg.jp